

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 4 年 3 月 9 日（諮問第 1 5 8 号）

答申日：令和 4 年 9 月 1 2 日（答申第 1 5 8 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につき、その一部を不開示とした処分については、不開示とした部分のうち別表 1 に掲げる部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 1 月 1 9 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「防犯灯維持管理事業において〇〇校区まちづくり協議会から申請された本年度支給の申請受理月日が記載された文書」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、同年 1 2 月 2 日付け北九〇〇第 3 1 7 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 個人情報（条例第 7 条第 1 号に該当）であって、特定の個人を識別することができるものであるため不開示理由としている処分に瑕疵がある。当まちづくり協議会は市内・地域活動で当該団体の会長として承認している氏名であり、会議や地域内外広報活動で開示している氏名であり、また、本人も自ら名刺をまちづくり協議会会長として幅広く配布している。個人情報として隠蔽する必要は一切ない。
- (2) 条例第 7 条第 1 号の「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと解釈する。処分庁は如何なる事例があるか具体的に説明すべきである。
- (3) 同条第 2 号の「利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと解釈する。これについても、処分庁は如何なる事例が発生するか具体的に説明すべきである。
- (4) 本件より以前になされた別件の開示決定においては、会長の氏名や印影が開示されたという事例があるが、条例の解釈にあたり所管課で解釈が違うということ

はあり得ない。適切な処分を執行している他の所管課における開示処分（写し）を提出する。

(5) 以上のとおり、本件処分は条例の解釈、運用を誤ったものである。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和3年11月19日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年12月2日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として同月27日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) まちづくり協議会は、概ね小学校区単位を基本に、自治連合会、社会福祉協議会等の地域団体で構成される任意の団体である。
- (2) 代表者といえども私人であるため、会議や地域内外広報活動で氏名を開示していることや、代表者本人が自らまちづくり協議会会長として幅広く名刺を配布しているかにより、代表者名の開示・不開示を判断するものではない。
- (3) あくまでも補助金申請において代表者名を記載しているもの、まちづくり協議会と氏名とで総称名称と捉えることはできない。
- (4) 前記(1)及び(2)を鑑み、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当しないと断定できない。
- (5) 以上の理由から、条例第7条第1号により個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、代表者名を不開示としたものである。

3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月9日 諮問の受付
- ② 令和4年4月18日 審議
- ③ 令和4年5月9日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和4年6月29日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和4年7月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第7条柱書について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第1号ないし第7号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第7条第1号（個人情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第7条第2号（法人・企業情報）について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

2 原処分の不開示部分の条例第7条該当性について

(1) 本件開示請求と不開示部分について

審査請求人は、本件開示請求において、前記第2、1の本件対象文書を求めたものであり、これは、「防犯灯維持管理事業において〇〇校区まちづくり協議会から申請された本年度支給の申請受理年月日が記載された文書」すなわち、北九州市地域総括補助金交付申請書である。そして、処分庁が原処分において不開示とした部分と不開示理由は、別表2のとおりである。

以下、この不開示部分に係る条例第7条該当性について、判断する。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

- (ア) 代表者の氏名及びフリガナ
- (イ) 代表者の生年月日
- (ウ) 代表者印の印影
- (エ) 団体の印影

イ これらの不開示情報のうち、代表者の氏名及びフリガナについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

しかし、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての不開示事由が規定されているものと解するのが相当であり、したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、条例第7条第1号の不開示情報に当たらないと解すべきである。

そこで本件についてみると、まちづくり協議会は、概ね小学校区単位を基本に、自治連合会、社会福祉協議会等の地域団体に構成される任意の団体である。

そして、当該団体の代表者個人の氏名は、個人に関する情報という一面とともに、団体であるまちづくり協議会の情報という性格も有しているため、これらの情報は、当該団体を代表して行う行為に関する情報でもある。特に、まちづくり協議会の代表者の氏名は、一般に、個々の地域においては広く知られている情報であり、かつ知られていない状態では、当該地域の住民福祉の向上という観点からすると、少なからず支障を及ぼすものと考えられる。

そうすると、代表者の氏名は、当該地域の市民には広く知れ渡っている情報であるということができ、これを非公開とする意味は認めがたい。

よって、まちづくり協議会の代表者の氏名は、慣行として公にされている情報に該当すると認められ、公開することが妥当であると考えられる。

なお、市のホームページ上で公開されている北九州市公報に、市民センターの使用料の徴収事務に係る受託者として、各まちづくり協議会の名称及び会長

名が掲載されており、その中に当協議会の会長名も掲載されていることが認められる。

以上のことを考慮すると、代表者の氏名及びフリガナについては、法人等の代表者が、当該法人等を代表して行ったものであるため、条例第7条第1号の不開示情報には該当せず、同条第2号が適用されるべきである。

そして、これらの情報は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同号ただし書に該当しないものであることが認められるため、開示が妥当である。

ウ 前記アの不開示情報のうち、代表者の生年月日については、当該法人等とは直接の関係を有しない情報であるので、条例第7条第1号が適用されるべきであり、また、同号ただし書アないしウに該当しないものであることが認められる。

よって、条例第7条第1号に該当し、不開示が妥当である。

エ 前記アの不開示情報のうち、代表者印の印影及び団体の印影については、前記イで述べたとおり、法人等の代表者が、当該法人等を代表して行ったものであるため、条例第7条第1号の不開示情報には該当せず、同条第2号が適用されるべきである。

そして、代表者印の印影及び団体の印影は、一般的に、取引や契約関係において認証的機能を有しており、商慣習上重要なものとして保護されている。また、たとえ認印であっても取引や銀行預金通帳のような重要なものに使用されることも十分想定され、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

このように、代表者印の印影及び団体の印影は、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理情報として他にみだりに開示されない利益を有しているというべきであり、例えば、一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得て、通常、自らの印影が広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような例外を除けば、一般的に十分保護されるべきものである。

そして、自らの印影が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、これが更に広く知られ得る状態に置いていると認めることはできず、また、条例第7条第2号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が主張するとおり、過去の開示請求において、まちづくり協議会の会長個人の印影が開示された事例がある。しかしながら、当該事例において、会長個人の印影の開示がなされた経緯等は明らかではなく、上記事例の存在をもって、会長個人の印影が条例第7条第2号に該当するとした当審査会の前記判断が左右されるものとは認められない。

4 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第7条第1号に当たるとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表1記載の部分を開示すべきであると判断し、前記第1のとおりとした。

北九州市情報公開審査会

会長	阿野寛之
委員	神陽子
委員	熊谷美佐子
委員	中谷淳子
委員	中村智美

【別表 1】 開示すべき部分

開示すべき部分
・ 代表者の氏名及びフリガナ

【別表 2】 本件対象文書の不開示部分

不開示部分
・ 代表者の氏名及びフリガナ ・ 代表者の生年月日 ・ 代表者印の印影 ・ 団体の印影